

平成 30 年

(2018 年)

第 1 章 計画の基本的な考え方

- ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等

平成 30 年 6 月

(2018 年)

● 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

(平成 30 年 (2018 年) 6 月施行)

- ・障害者による文化芸術活動を幅広く促進 等

令和元年 6 月

(2019 年)

● 「読書バリアフリー法」の制定 (令和元年 (2019 年) 6 月施行)

- ・アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等

令和元年 6 月

(2019 年)

● 「障害者雇用促進法」の一部改正 (令和 2 年 (2020 年) 4 月施行※一部を除く)

- ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置
- ・国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置

令和 2 年 6 月

(2020 年)

● 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定

(令和 2 年 (2020 年) 12 月施行)

- ・電話 リレーサービスに関する交付金制度の創設 等

令和 2 年 5 月

(2020 年)

● 「バリアフリー法」の一部改正 (令和 3 年 (2021 年) 4 月施行※一部を除く)

- ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
- ・優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
- ・市町村等による心のバリアフリーを推進

令和 3 年 5 月

(2021 年)

● 「障害者差別解消法」の一部改正 (令和 6 年 (2024 年) 4 月施行)

- ・事業者における合理的配慮の提供の義務化 等

令和 3 年 5 月

(2021 年)

● 「災害対策基本法」の一部改正 (令和 3 年 (2021 年) 5 月施行)

- ・個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等

令和 3 年 6 月

(2021 年)

● 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定

(令和 3 年 (2021 年) 9 月施行)

- ・医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援
- ・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- ・医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- ・医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- ・居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 等

令和 4 年 5 月

(2022 年)

● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定 (令和 4 年 (2022 年) 5 月施行)

- ・障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ・日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ・障害者でない者と同じ内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ・高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う 等

2 計画の位置づけ

(1) 3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

【 障害者支援計画と3つの法定計画 】

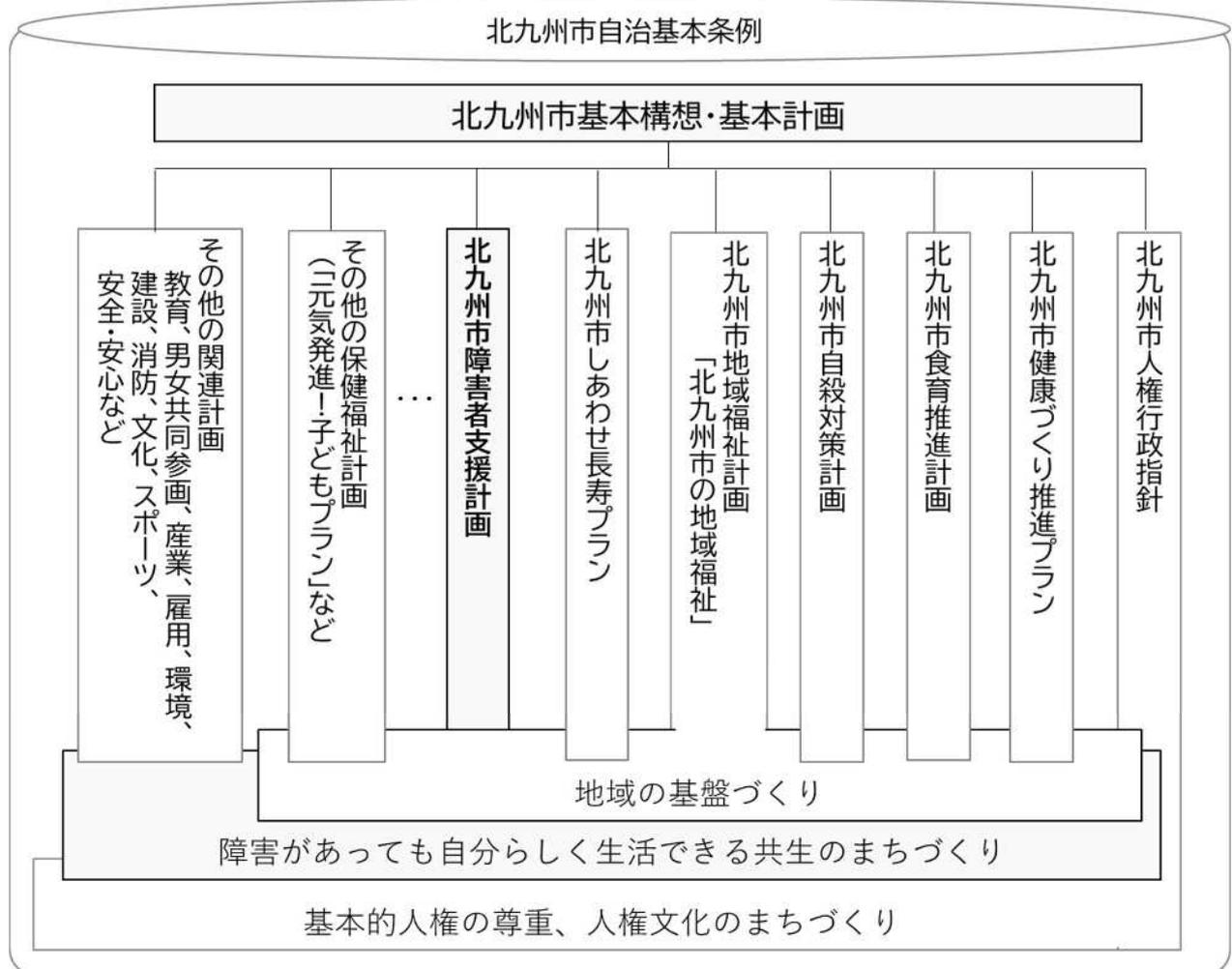
令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
<p>北九州市 障害者支援計画 (①+②+③)</p> <p>○ 「①北九州市 障害者計画」と「②北九州市 障害福祉計画」及び「③北九州市 障害児福祉計画」を包含</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">① 北九州市 障害者計画</p> <p>○ 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）</p> <p>○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">② 北九州市 障害福祉計画</p> <p>○ 第7期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">連 携</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">③ 北九州市 障害児福祉計画</p> <p>○ 第3期 令和6年度～令和8年度 (2024年度) (2026年度)</p> <p>○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定</p> </div>					

また、「北九州市障害者支援計画」は、成年後見制度利用促進法に基づく「(障害のある人に関する)成年後見制度利用促進基本計画」も兼ねています。

(2) 北九州市基本構想・基本計画の分野別計画

北九州市障害者支援計画は、北九州市の基本構想・基本計画に基づく分野別の計画として位置づけられ、推進にあたっては各分野別計画と相互に連携を図ります。

【北九州市障害者支援計画の位置づけ(条例・各種計画との関係)】



(3) 前期計画における取組みの成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」の基本理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」第4章の「2 基本的な施策」において、分野ごとに整理しています。

(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、令和4年度に行った「北九州市障害児・者等実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での議論を基に、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、パブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

(5) 本計画が目指すSDGs

「SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）」は平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市はこれまでの取組みが高く評価され、平成30年（2018年）4月にOECD（経済協力開発機構）より「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年にはSDGs未来都市に選定されました。本市はSDGsの先進都市として、市民や企業、団体等と連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、SDGsの関連するゴールの達成に向け、各事業を推進していきます。

【関連する主な目標（ゴール）】



(6) 「Well-being」（生活満足度）の向上に向けて

「Well-being」とは、世界保健機関憲章前文（公益社団法人日本 WHO 協会仮約）の「健康」の定義の中で「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的も、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」と使われています。本計画でもこの「Well-being」の向上を目標に各施策に取り組んでまいります。

そのため、今回、本計画に、スローガン「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を初めて設定しました。

第3章 北九州市障害者計画の概要

アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、）ことが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組みをより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組みが行われる必要があります。このため、障害者差別解消法、北九州市障害者差別解消条例及び障害者雇用促進法に基づき、障害者団体を始めとする様々な主体の取組みと連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組みを積極的に推進していきます。

加えて、北九州市地域福祉計画を踏まえ、「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域共生のまちづくりを進めます。

（２）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

（生涯を通じた切れ目のない支援）

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害福祉施策は、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

（３）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

（一人ひとりに応じた個別的な支援）

障害のある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しいことに留意する必要があります。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進

障害者基本条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害福祉施策を策定し、及び実施する必要があります。

例えば、障害のある子どもに対しては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要で、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要性があります。また、障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることや、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることにも留意する必要があります。

(5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進

障害福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、市関係部局は情報の共有化と相互間の緊密な連携・協力を図ります。

各分野において障害福祉施策の一義的な責任を負うこととなる各業務所管課は、本計画に掲げるそれぞれの分野における具体的な施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施します。

各業務所管課は、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、本計画に基づく取組みの計画的な実施に努めます。また、障害福祉施策を適切に講ずるため、障害のある人の状況や障害福祉施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害のある人の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ、その充実を図ります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策、文化芸術施策等、障害福祉施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

市の付属機関である北九州市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、市全体の見地から本計画の実施状況及びその効果を把握・評価し、市の取組みを監視します。

さらに、障害のある方の自立と社会参加に関する取組みを社会全体で進めるため、市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体やその他関連団体等の協力を得るように努めます。

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））の主な実績

（1）スポーツやレクリエーション、文化芸術、余暇活動等の推進

計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止や規模を縮小しての開催など、計画通りに事業を進めることが困難な状況がありました。

そのような中、障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室等の開催、障害者スポーツサークルによる大会の開催や選手派遣への助成等、障害者スポーツの振興を図る取組みを行いました。

文化芸術作品の鑑賞や発表の場として、障害者芸術祭でのステージイベントの開催や応募作品の展示、かがやきアートギャラリーにおける個人や障害福祉サービス事業所等の団体の作品展示を行いました。また、障害者福社会館において、障害のある人のニーズに応じた講座の充実を図るとともに、障害のある子どもに広く文化芸術に触れ親しむ機会を提供しました。

レクリエーションにおいては、リフトバスの運行や障害児の長期休暇対策事業、地域生活支援事業などにより、社会参加の促進や福祉の増進を図りました。

次期計画に向けた課題

- このような中、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動に取り組みたいが、活動に関する情報や相談窓口の不足、介助者が不足しているなどの理由により、取り組めていない障害のある人がいるという現状があります。
- 障害のある人が自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の趣味やライフスタイルに応じて、スポーツ、レクリエーション、文化芸術、余暇活動、生涯学習等が活発に行われ、社会参加の促進が図れるよう、これまでの取組みを維持しつつ、より一層の支援に取り組んでいく必要があります。

2. 基本的な考え方

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

3. 施策の方向性

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

第6章 成果目標及び活動指標等

行動援護は、行動上著しい困難を有する障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが一定程度あることから、今後も一定の利用水準を保つものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	0人	0人	1人
利用日数	0人日	0人日	30人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均延べ利用日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

重度障害者等包括支援は、市内にサービス提供事業所はなく、新たに事業所の開設を見込むことが困難な状況ですが、一定程度のニーズはあるものと考えられることから、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	2,993人	3,008人	3,024人
利用日数	62,980人日	64,021人日	65,080人日

う、視覚に障害のある人へ北九州市が発行する広報物等の点字版等を作成し、情

報提供等を行います。

点訳・音訳奉仕員養成事業については、視覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアを養成し、障害のある人の社会参加を促進します。見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保のための方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c 芸術文化活動振興

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芸術文化活動振興	出展数	245点	255点	265点

※ 出展数:北九州市障害者芸術祭作品展への作品出展数(点/年)

事業実施の考え方

北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が文化芸術活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

市民周知や関係機関との連携強化により、出展数の増加を図ります。